

一般社団法人フットヘルパー協会 会員規定

第1章 総則

第1条 (目的)

本会員規定は、一般社団法人フットヘルパー協会（以下「当法人」という）の会員制度について定めるものとする。

第2条 (会員)

当法人の会員とは、当法人の目的に賛同して、指定する手続に基づき入会を申し込み、理事会にて入会を承認された個人、法人又は団体であり、次の3種とする。

- (1) 講師会員：当法人の目的に賛同し、フットヘルパー育成講師講座を修了、認定されたもので、自らの専門性を活かし当法人の運営に積極的に協力する個人とする。
- (2) 一般会員：当法人の目的に賛同し、フットヘルパー基礎講座、オンライン座学講座他を受講したもので、当法人の運営に協力する個人とする。
- (3) 賛助会員（法人・団体）：当法人の目的に賛同し、当法人の運営に協力する法人又は団体とする。

第2章 入会及び退会

第3条 (入会)

当法人の会員になろうとするものは、理事会の承認を得なければならない。

第4条 (入会申込みの不承認)

当法人の会員になろうとする者に、次の各号のいずれかの行為が認められた場合、入会申込みの承認を得ることができないことがある。

- (1) 入会申込み時に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合。
- (2) 一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合。
- (3) 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合。
- (4) その他、当法人が会員と認めることを不適当と判断した場合。

第5条 (会費)

1. 会費は、次に定めるとおりとする。

講師会員（個人）月会費 1,490円／月 年払い有

一般会員（個人）月会費 490円／月 入会1年目は年払いのみ 5,586円／年

2. 一般会員は初年度、年会費制とし、当法人の指定する方法で振り込むものとする。
3. 会員が既に納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第6条 (有効期間)

1. 本規定に基づく会員有効期間は、会費の入金日から翌年同日の前日までとする。
2. 期間満了日の1ヶ月前までに、会員から当法人に対し、退会届を提出した場合を除き、更に会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする

第7条 (変更の届出)

1. 会員は、その氏名、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに申し出るものとする。
2. 会員が、本条第1項の変更を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

第8条（退会）

1. 退会しようとする会員は、退会の30日前までに、任意の書式にて退会届出書を理事会に対して提出しなければならない。
2. 未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

第9条（会員資格の喪失）

当法人は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格を喪失させることができる。

1. 他者又は当法人の名誉、プライバシー、著作権、肖像権、信用等を侵害する行為、又は会員としての品格を損なう行為があったと当法人が認めたとき。
2. 会費の納入が、有効期間の最終日から起算して3ヶ月以上遅滞したとき。
3. 本法人の活動を通じて、他会員の連絡先、プロフィール等の個人情報を収集する行為、また入手した情報について複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為があったとき。
4. 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。
5. 本規定、その他当法人が定める規則に違反したとき。
6. その他、本法人が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき。

第10条（会員資格喪失後の権利及び義務）

退会又は除名により会員の資格を喪失したものは、会員の資格に基づき本会より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

第3章 会員の権利と義務

第11条（会員の権利）

1. 資格登録証または会員証を保有する正会員は協会の活動に参加する権利を有する。
2. 会員はフットヘルパー協会が使用する器具、機材を購入する権利を有する。
3. フットヘルパー協会の名称及びフットヘルパーの名称を使用して活動する権利を有する。

第12条（会員の義務）

1. 会員は協会の規定を順守し協会の活動を支援しなければならない。
2. 会員は住所、氏名（法人・団体の名称）や登録内容に変更が生じた場合、直ちに協会へ届け出なければならない。
3. 協会を通じて入手した情報やお客様、利用者様の情報に対する守秘義務を有する。

第13条（私的利用の範囲外の利用禁止）

協会が承認した場合を除き、協会を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版、送信、放送、その他私的利用の範囲を超えて使用することは出来ない。

第4章 規定の追加又は変更

第14条（規定の追加又は変更）

1. 本規定に定めのない事項については、理事会の決議により定めるものとする。
2. 当法人は、理事会の決議により、特典の内容及び会費を含め本規定の全部又は一部を追加・変更することができる。当法人により追加又は変更された本規定は、当法人のウェブサイト上に掲載された時点または当協会が指定するソーシャルネットワークキ

グサービスで通知後効力を発するものとし、以後会員は当該追加又は変更された本規定に拘束されるものとする。

附則

この規定は、平成28年1月から施行する

平成29年6月 改訂

令和 3年4月 改訂